



経理の窓 1月号

平成29年1月1日号

あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。

今月は、源泉所得税の納付や提出書類の多い月です。早めのご準備をお願いいたします。

今月の税務	法人、個人に共通して
	1月20日 : H28年7月～12月までの源泉所得税の納付期限 (納期限の特例の届出者の場合)
	1月31日 : 法定調書などの届出期限(税務署、市区町村) 償却資産の申告期限(市区町村)
	法人 : 11月決算法人の確定申告と納税

平成29年度税制改正の大綱が閣議決定されました

「平成29年度税制改正の大綱」が平成28年12月22日に閣議決定されて、財務省のホームページで、公表されています。今回の税制改正では、所得課税では、配偶者控除・配偶者特別控除の見直し
法人課税では、研究開発税制の見直し、所得拡大促進税制の見直しや中小企業向け設備投資促進
税制の拡充等が行われています。そのほかに、酒税改革や災害対応の税制基盤が整備されます。

《配偶者控除》 平成30年分以後の所得税について適用されます。

合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできなくなります。

居住者の合計所得金額	控除対象配偶者の控除額	老人控除対象配偶者の控除額
900万円以下	38万円	48万円
900万円超 950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円

《配偶者特別控除》 平成30年分以後の所得税について適用されます。

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました。

(現行38万円超76万円未満)、現行制度と同様に、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者特別控除の適用はできません。

○合計所得金額900万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額
38万円超 85万円以下	38万円	105万円超 110万円以下	16万円
85万円超 90万円以下	36万円	110万円超 115万円以下	11万円
90万円超 95万円以下	31万円	115万円超 120万円以下	6万円
95万円超 100万円以下	26万円	120万円超 123万円以下	3万円
100万円超 105万円以下	21万円		

○合計所得金額900万円超950万円以下の居住者と合計所得金額950万円超1,000万円以下の居住者の配偶者特別控除の控除額は、「平成29年度税制改正の大綱」をご覧ください。

法人課税の改正の詳細は、国税庁が毎年5月頃公表する『法人税関係法令の改正の概要』が待たれます。

《償却資産税について》

○償却資産税は、（法人・個人の）事業用の減価償却資産に課税される税金です。固定資産所在の市区町村に償却資産申告書を提出することによって課税標準額が決定し、課税されます。

・税額の算出方法

課税標準額（1,000未満切り捨て）×税率（100分の1.4）＝税額（100円未満切り捨て）

課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。

・10万円以上の取得価額の償却資産については、申告対象であるか検討を要します。

《医療費控除について》

平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間、セルフメディケーション税制（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）が適用できます。

一般の医療費控除とこの特例は、どちらかを選択して適用を受けることとなります。

一年分の領収書を合計してみないと、どちらが有利かは、わかりません。

まずは、特定一般用医薬品等購入費にかかる領収書を受け取ったときは、医療費の領収書と同様保存しておくことが肝要です。

特例の適用を受ける場合には、領収書のほかに、その年中に一定の健康診査や予防接種など特定の取組を行ったことを明らかにする書類を確定申告書に添付等する必要があります。

確定申告に必要な書類

個人事業主の方は、決算の準備として、仕入や売上について、計上漏れがないか確認します。また、翌年分の仕入や売上が含まれていないかも確認します。

12月31日の商品や材料、仕掛品の棚卸をします。家事消費についても計算します。

必要書類の準備（一般的なもの）

- ① 給与所得や年金所得があれば、源泉徴収票（支払調書）
- ② 家賃収入等がある場合、支払調書（必要に応じて）
賃貸物件の経費のわかるもの（固定資産税、修繕費、取得費、管理費など）
- ③ 医療費控除を受ける場合、領収書や交通機関を利用した場合の交通費の明細
- ④ 住宅取得控除を受ける場合、借入金等の残高証明書
初めて控除を受ける場合は、土地や住宅の登記簿謄本、契約書等も用意します。
- ⑤ 個人事業者の場合、決算書（青色申告の場合）や収支内訳書（白色申告の場合）
- ⑥ 年末調整を行っていない場合、生命保険や地震保険の控除証明書
- ⑦ 国民年金や国民健康保険料、介護保険料の年間支払額を調べておきます。
国民年金については、控除証明書（年末調整を行っていない場合）
- ⑧ 預金や家財の盗難等にあわれた場合、警察署の盗難証明
その他、所得の種類や控除の種類に応じた書類を準備します。
- ⑨ マイナンバー記載書類のコピー（本人、扶養家族）身元確認書類のコピー（本人）



有限会社たべい 電話 043-422-5836 FAX 043-422-5844

<http://www.帳簿.jp> 帳簿をつけます。

<http://www.tstabei.com> 経理の窓 <http://www.keirinomado.com>